

緊急事態宣言を受けた当面の本市の取り組みについて

本部長

政府の緊急事態宣言、宮城県による外出自粛要請および催物開催自粛要請を受け、本市においても5月6日までの適用期間において、県による要請の周知や、市主催のイベント等の休止等を行う。

1 市民等への周知、呼び掛けの強化

上記の宣言、県の要請を受け、市民等への周知、呼び掛け等を継続・強化。

- ・生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛要請
- ・イベント・パーティー等催物開催の自粛要請
- ・「密閉」「密集」「密接」を避ける行動の徹底など、引き続き、感染予防対策の呼び掛け

2 主催事業の休止・延期

市主催のイベント等の事業を休止・延期する。

3 市民利用施設の取り扱い

従前どおり、市民利用施設を臨時休館とする。

- ・予約済みの団体等に対しては利用停止を要請する（使用料は返還する）。